

島根県子ども読書活動推進計画

— 読書でかがやくしまねの子 —

平成16年3月

島根県教育委員会

目 次

I 基本の方針

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本的な考え方	2
(1)	基本理念	2
(2)	基本目標	2
(3)	計画の体系	3
(4)	関連図	4
(5)	計画期間	2

II 施策の方向と具体的施策

1	子どもの読書活動の推進	5
	家庭、地域、学校における子ども読書活動の推進	5
(1)	家庭・地域における子ども読書活動の推進	5
①	家庭における読書活動の推進	5
②	公立図書館における読書活動の推進	5
③	公民館、児童館における読書活動の推進	6
④	民間団体の活動に対する支援	7
(2)	学校等における子ども読書活動の推進	7
①	子どもの読書習慣の確立と読書指導の推進	7
②	学校図書館を活用した教育の推進	8
③	家庭・地域との連携による読書活動の推進	9
④	障害のある子どもの読書活動の推進	9
⑤	幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進	10
⑥	学校関係者の意識高揚	10
2	子どもの読書活動を推進するための環境の整備、充実	11
(1)	公立図書館の整備・充実	11
①	県内公立図書館の現状と未設置町村への設置促進	11
②	県立図書館における子ども読書推進センター機能の充実	12

③	県立図書館による市町村立図書館等への資料、整備等への支援	-----	13
④	ボランティア活動への支援	-----	13
⑤	司書の研修等の充実	-----	14
(2)	学校図書館等の整備・充実	-----	15
①	学校図書館の役割	-----	15
②	図書資料・設備等の整備・充実	-----	15
③	学校図書館の情報化	-----	16
④	学校図書館への人的配置の推進	-----	16
⑤	幼稚園・保育所における読書環境の整備・充実	-----	17
⑥	障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実	--	17
(3)	図書館間協力等の推進	-----	17
①	公立図書館と学校図書館との連携	-----	17
②	図書館等の連携・協力	-----	18
3	啓発・広報	-----	19
(1)	読書啓発広報の推進	-----	19
①	「子ども読書の日」を中心とした啓発広報の推進	-----	19
②	各種情報の収集と提供	-----	20
③	優れた取組の奨励	-----	20
④	優良図書の普及	-----	20
(2)	地域に関わる読書啓発広報の推進	-----	21
Ⅲ	計画の推進	-----	21
1	読書活動推進体制の整備	-----	21
(1)	推進体制の整備	-----	21
①	県における推進体制の整備	-----	21
②	市町村との連携の強化	-----	22
③	民間団体との連携・協力	-----	22
(2)	計画の推進体制	-----	22

I 基本的方針

1 計画策定の趣旨

今日、私たちを取り巻く社会は、国際化、情報化、少子・高齢化等の急速な進展に伴い、めまぐるしく変化をしてきています。このような急速な社会の変化は子どもたちの心身の発達等にいろいろな影響を与え、子どもたちをめぐる様々な問題が起こっています。家庭や地域の教育力の低下が指摘されているところです。

本県では、平成14年度からスタートした完全学校週5日制の下、学校・家庭・地域社会が相互に連携して、子どもたちの自ら学び自ら考える力、豊かな人間性などの「生きる力」(*1)の育成を目指した取組を行っています。また、平成14年度には、「しまね教育の日」(*2)を制定する条例が成立し、11月1日を「しまね教育の日」、11月1日～7日までの一週間を「しまね教育ウィーク」として、県民総参加で学校・家庭・地域社会・行政が一体となり、未来を託す子どもたちを健やかに育てていくことを期して様々な取組を行っています。

とりわけ読書活動は子どもたちの知識や経験を豊かにし、個人の知的な活動を高めるだけでなく、豊かな情操を育むとともに、現在や将来の生活を方向づけるなど、人間形成の上でも大きな役割を果たします。また、読書を通して身に付けられる豊かな心や、自ら問題を発見し解決していこうとする力は、これからの変化の激しい社会を生きていくことを考えたとき、とても重要なものとなります。

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(*3)が公布・施行されました。この法律により、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(*4)が策定・公表され、地方公共団体においても、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るよう努めることとされています。

こうしたことから、「島根県子ども読書活動推進計画」を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針及び子どもの読書活動の推進のための方向や諸方策を示すこととしました。

*1 生きる力

第15期中央教育審議会第一次答申(平成8年7月)で示された、21世紀の子どもたちに求められる資質・能力。自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などをさしたことば。

*2 しまね教育の日

平成14年制定。11月1日を「しまね教育の日」とし、教育に対する県民の意識を高め、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、教育の充実と発展を図るとともに、島根を愛し、ふるさとに誇りをもつ子どもたちを育むために制定された。

*3 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月に公布された。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的としている。

*4 子ども読書活動の推進に関する基本的な計画

「子どもの読書の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月に閣議決定された国の基本計画。これを基本として地方公共団体も、「子どもの読書活動推進計画」を策定するよう努めることとされている。

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことができないものです。読書を通して、子どもは広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験をします。読書は子どもの知識や経験を豊かにするだけでなく、心豊かな人格を形成していく上でも大きな役割を果たします。

そして子どもが読書を通して身に付けた豊かな心や、自ら課題を発見し、自ら考え、判断し、解決する資質、能力などは、子どもが生涯にわたって主体的に生きていくための力となります。同時にそれは、未来の活力ある豊かな社会を築いていく上で大きな力となるものです。

本計画は、島根県のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図り、施策を総合的かつ計画的に推進することを基本理念とします。

(2) 基本目標

◆家庭、学校、地域社会が連携した子ども読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、学校、地域社会が連携・協力し、それぞれが担う役割として、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることが大切です。そのためには、学校や図書館などの関係機関やボランティアサークルなどの民間団体等が密接に連携・協力を図ること、さらに県は、子どもの自主的な読書活動を推進していく体制を整備していくことが必要です。

◆子どもが読書に親しむ環境の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、読み聞かせや親子読書といった読書に乳幼児期から親しむ環境づくりを進めていくことが大切です。また、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように、子どもたちの読書への関心・意欲を高め、楽しんで読書をするという体験をさせ、子どもたちが、いつでも、どこでも本と接することができる環境の充実に努める必要があります。また、子ども読書を推進していくためには、読書ボランティアなどの読書活動を推進していく人材を育成したり、保護者が自ら読書に親しみ、楽しんで読書をすることも大切です。

◆子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民に広く理解と関心を深め、子どもたちと直接に関わることの多い保護者をはじめ、教員、保育士等が子ども読書活動についての理解と関心をもつことは特に重要です。

また、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるためにも、あらゆる機会をとらえて子ども読書活動の普及・啓発を図り、社会全体で子ども読書活動を推進していこうとする気運を醸成していくことが大切です。

(3) 計画の体系 別表 1

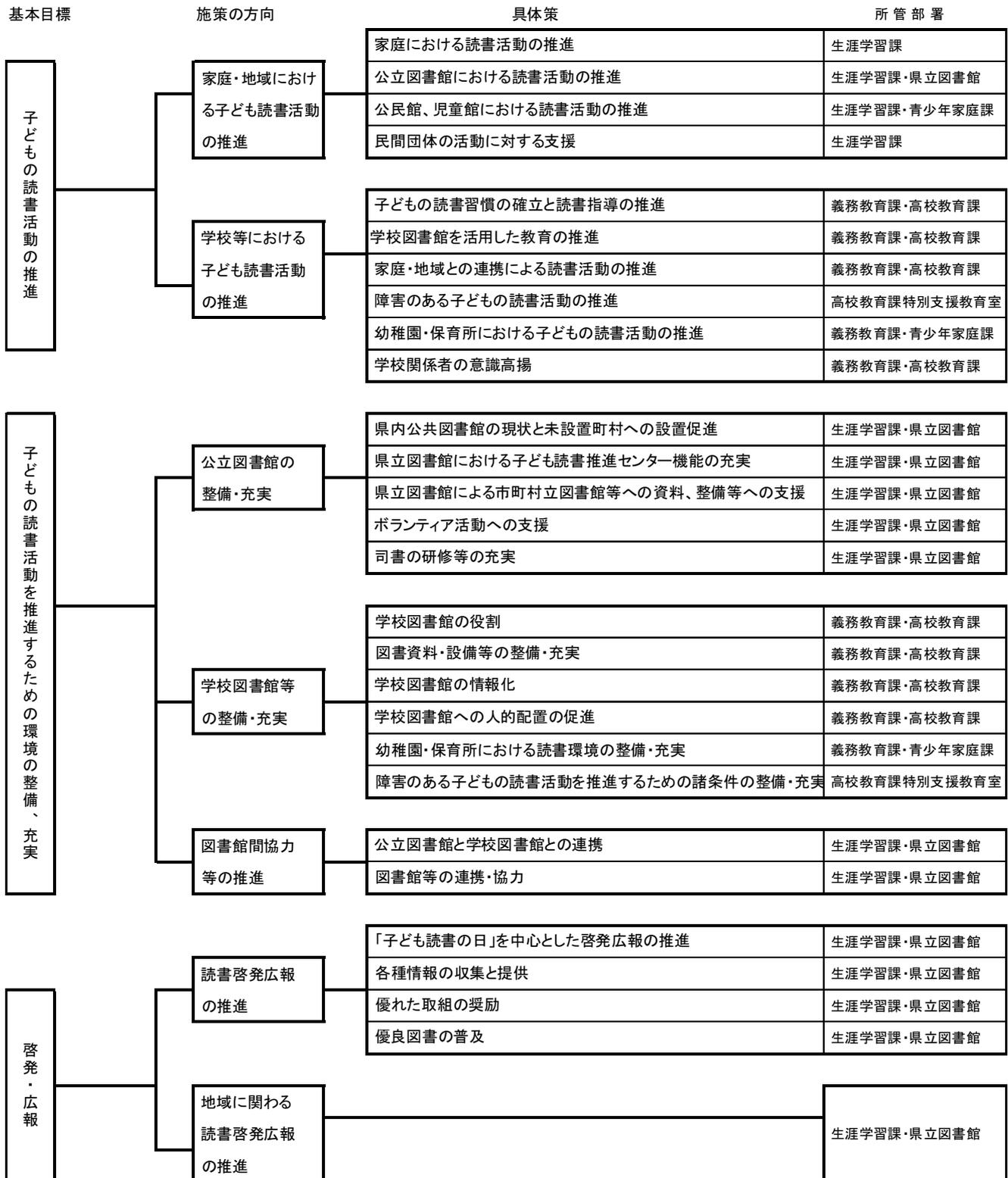
(4) 関連図 別表 2

(5) 計画期間

平成16年度から平成20年度までの5か年の計画とし、適宜、必要な見直しを図ります。

別表1

計画の体系



別表2

(4) 関連図

島根県の全ての子どもにあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、積極的に環境の整備をはかり、施策を総合的かつ計画的に推進する。

計画期間：平成16年度から平成20年度までの5か年

基 本 目 標

家庭、学校、地域社会
が連携した子ども読書
活動の推進

子どもが読書に親しむ
環境の整備・充実

子ども読書活動に関する
理解と関心の普及

家庭

家庭における読書活動の推進

親子で本に親しむ 親や家族による読み聞かせ

公立図書館、公民館、児童館等による
読書活動の推進 民間団体との連携
県立図書館の機能充実
ボランティア活動への支援
司書研修の充実

地域社会

子どもの読書習慣の確立と読書指導の推進
学校図書館の充実
家庭・地域との連携による読書活動の推進
公立図書館と学校図書館との連携
学校関係者の意識の高揚

学校

市町村

- ・子ども読書活動推進施策の実施
- ・子ども読書活動推進計画の策定

県

- ・啓発・広報
- ・人材の育成
- ・推進体制の整備
- ・島根県子ども読書活動
推進会議の設置

Ⅱ 施策の方向と具体的施策

1 子どもの読書活動の推進

家庭・地域、学校における子ども読書活動の推進

(1) 家庭・地域における子ども読書活動の推進

① 家庭における読書活動の推進

【現状及び課題】

- テレビ、テレビゲーム、パソコン等のメディアの普及や塾、習いごと等により子どもたちの生活環境が変化し、家庭における読書の時間を確保することが難しくなっています。
- 家庭において、親子でふれあう時間、読書を通じて親子で語りあう時間が取りにくくなっています。
- 県立図書館及び市町立図書館においては、親子を対象にした読み聞かせなどが実施されています。
- 子ども読書活動の意義とその重要性を保護者が一層理解する必要があります。

【施策の方向】

- 保護者への啓発をします。
 - ・ 保護者が集まる機会を利用したり、マスコミ等を通じて読書や読み聞かせの意義、重要性についての啓発を促進します。
 - ・ 家庭内で保護者自身が楽しんで読書をすることの大切さを啓発します。
- 日常生活の中での読書習慣づくりを進めます。
 - ・ 保護者や家族が子どもに対して読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりする活動を働きかけます。
 - ・ 子どもが自ら進んで読書活動に親しめるように、保護者や家族に対して、家庭の中で揃えたい本、子どもと出会わせたい本の紹介を促進します。

〈関連事業〉(*5)

- ・ 「家庭教育学習機会の充実事業」等の実施
- ・ 家庭向けの推薦図書の紹介（「おすすめしたい子どもの本」等の発行）
- ・ 「家庭教育手帳」「家庭教育ノート」の配布
- ・ 家庭教育番組「えがお宅配便」の放送
- ・ 子ども読書活動推進事業の実施

【参考指標】

市町立図書館における親子読み聞かせ、親子読書は、平成15年度には、年間1,353回実施されていますが、平成20年度までには、年間2,000回程度の実施を目指し、家庭における読書活動の推進を図ります。

② 公立図書館における読書活動の推進

【現状及び課題】

- 図書館は読書活動と資料に関する専門的機関として子どもの読書活動を積極的に推進しています。

*5 関連事業

平成15年度時点で実施している事業、平成16年度以降に実施する予定の事業。

- 図書館は地域における子どもの読書活動推進の拠点施設として、図書等資料・職員等の整備充実が不可欠ですが、県内公立図書館においてはその整備状況に格差があり一層の充実が求められています。
- 子どもの読書活動における資料及び情報に対するニーズが高まっている中で、子どもや保護者等からは、資料・情報が容易に入手できるようにサービスを充実することが求められています。

【施策の方向】

- 県立図書館は、県内公立図書館における子ども読書センター的な機能を果たすため、子どもの読書活動に必要な資料及び情報が提供できる総合的な環境づくりに努めます。
- 昭和54年から継続され、効果が高まっている親子読書活動に対して一層の支援を図ります。
- 子どもと本の架け橋となり読書活動を支援するボランティアグループ・個人に対して、必要な知識・技術を習得するための学習の機会を提供するよう努めます。

〈関連事業〉

- ・ 幼児児童読書普及活動事業の実施

【参考指標】

県立図書館が行っている親子読書活動は、平成15年度には、年間996人の参加者がいますが、平成20年度までには、年間1,500人程度に増やし、親子読書活動の一層の支援を図ります。

③ 公民館、児童館における読書活動の推進

【現状及び課題】

- 平成15年度現在、県内には公民館が302館あり、そのうち図書室を備えているのは33館です。公民館の図書室は、読書施設としては規模が小さく、借りたい本が手に入りにくい状況にあるため、域内の公立図書館からの資料提供を受けています。
- 近年、読書ボランティアを積極的に受け入れている公民館は増えています。
- 児童館は、児童福祉法に基づく、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。平成15年度現在、県内に29館、18市町村に設置されています。児童館には、図書室があり、本の閲覧や貸出しが行われ、幼児教室などで職員やボランティアにより絵本の読み聞かせ活動などが行われています。

【施策の方向】

- 公民館図書室等の支援に努めます。
 - ・ 子どもたちがより充実した図書館サービスが受けられるように、公民館図書室業務運営への助言・協力、図書等資料の貸出しや絵本の展示、読み聞かせの会の開催などを県立図書館を中心として支援していくことに努めます。
- 児童館において、児童が読書に親しむ契機となるような創意工夫を凝らした取組の充実が図られるよう支援に努めます。

〈関連事業〉

- ・ 島根県児童厚生員等研修会の実施

【参考指標】

図書館未設置の町村に対しては、平成15年度には、年間20,240冊程度の特別貸出、配本を教育委員会を中心に行っていますが、平成20年度までには、年間24,000冊程度に増やし、図書館未設置町村に対しても十分な図書館サービスを提供します。

④ 民間団体の活動に対する支援

【現状及び課題】

- 読書ボランティア団体が約220団体、約2,300人（平成12年調査）が県内各地で活動していますが、ボランティア（団体）同士の情報交換、交流の機会が少ない状況にあります。
- 県立図書館では、市町村読書普及研修会を実施し、読書ボランティアへの支援を行っています。

【施策の方向】

- 子ども読書ボランティアを積極的に支援します。
 - ・ 子ども読書ボランティアで公共性の高いものには、県立図書館利用の便宜を図るとともに、市町村に対しても公民館や青少年教育施設など地域内の社会教育施設や学校の利用に便宜を図るよう働きかけます。
 - ・ 子ども読書ボランティアが研修を深めたり、お互いに情報を交換したり、交流を深めたりする事業を実施します。

〈関連事業〉

- ・ 子ども読書活動推進事業の実施（再掲）
- ・ 国の「子どもゆめ基金助成金」の紹介
- ・ 島根県読書推進運動協議会等による読書感想文、読書体験記等の募集

【参考指標】

県立図書館では、読書ボランティア研修会を行い、平成15年度には、年間150人程度の参加者がいますが、平成20年度までには年間200人程度に増やし、読書ボランティアを積極的に支援します。

(2) 学校等における子ども読書活動の推進

① 子どもの読書習慣の確立と読書指導の推進

【現状及び課題】

- 小・中・高等学校の各段階において、読書に親しむ態度の育成と読書習慣の定着を図るための取組がなされています。
- 多くの学校で、全校一斉の読書活動が行われています。
- 読書に対する子どもの興味や関心は、発達段階や学年の進行に応じて、多様なものとなるため、それに対応した指導が必要です。

【施策の方向】

- 子どもたちへの働きかけを促します。
 - ・ 学校における一斉読書等の計画的・継続的な読書活動の実施を促し、読書に親しむ態度を育て、読書習慣の定着に努めます。
- 読書指導の工夫や改善について働きかけます。

- ・ 読書習慣を定着させ、自己の興味や関心あるいは進路に応じた読書活動を進める指導に努めるよう促します。
- ・ 発達段階に応じて、読み聞かせ、ブックトーク(*6)などの実施、推薦・必読図書リストや図書館便りの作成、読書感想文・感想画の指導に努めるよう促します。

<関連事業>

- ・ 「島根県教育用ポータルサイト」(*7)掲載や実践校の活動紹介等、幅広い情報提供の実施
- ・ 研修を通して読書活動に関する教職員の意識を高めるための研修の実施

【参考指標】

全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合は、平成15年度には小学校94%、中学校87%となっていますが、平成20年度までには、小学校100%、中学校90%に増やし、小中学校での一斉読書活動の充実を目指します。

② 学校図書館を活用した教育の推進

【現状及び課題】

- 「総合的な学習の時間」(*8)においては、学校図書館を利用した資料や情報の収集が積極的に行われており、資料をより一層充実していくことが求められます。
- 学校図書館の利用指導では、単なる利用方法の指導ではなく、主体的に学習する能力を育成する指導が求められます。
- 計画的・継続的な読書指導実施のためには、教育課程上への位置づけや地域や学校の実態に応じた年間指導計画の作成が必要です。

【施策の方向】

- 学習活動を支援する資料の収集を着実に行うとともに、計画的・継続的な利用指導の実施に努めます。
- 教科学習等での学校図書館の積極的な活用を促します。
- 情報利活用能力(情報リテラシー)を高めることをねらいとした学習の推進に努めます。

<関連事業>

- ・ 「島根県教育用ポータルサイト」掲載や実践校の活動紹介等、幅広い情報提供の実施(再掲)
- ・ 研修を通して読書活動に関する教職員の意識を高めるための研修の実施(再掲)

*6 ブックトーク

ひとつのテーマに沿って興味がでてくるように本を選び、楽しみながら紹介していくもの。その回のテーマ(たとえば”友だち”、”動物”、”福祉”など)に従って、何冊かの本を色々な角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらう。

*7 島根県教育用ポータルサイト (<http://port.shimanet.ed.jp/>)

島根県内の教育情報を集めたデータベースのこと。教員や児童生徒が、授業や学習において利用する。

*8 総合的な学習の時間

これまでと全く画一的といわれていた学校の授業を変えて、

- (1) 地域や学校、子どもたちの実態に応じ、学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動が行える時間
 - (2) 国際理解、情報、環境、福祉・健康など従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間
- として新しく設けられた。子どもたちが各教科等の学習で得た個々の知識を結び付け、総合的に働かせることができるようにすることを目指している。

③ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

【現状及び課題】

- ボランティア等の協力を得る等、家庭や地域と連携した活動が行われています。
 - ・ ボランティア等外部人材の協力を得ている学校 小学校189校、中学校15校、高校1校
- (学校数は、平成15年度「学校図書館の状況調査」(*9)による。)

【施策の方向】

- 家庭や地域と協力しながら、子どもたちへの読み聞かせや、図書館資料の有効活用等の取組が行われるよう促します。

<関連事業>

- ・ 広報誌等の発行、研修会実施、HP活用等の啓発活動の実施
- ・ ボランティア等外部人材活用事例の紹介

【参考指標】

保護者やボランティアの協力体制づくりを行っている小中学校の割合は、平成15年度には、小学校68%、中学校14%ですが、平成20年度までには、小学校90%、中学校50%に増やし、家庭・地域との連携を図った読書活動を推進します。

④ 障害のある子どもの読書活動の推進

【現状及び課題】

- 学校では児童生徒一人ひとりの障害の状態や発達段階、興味関心に合わせた読書活動を行うように努めています。
- 各教科、領域、「総合的な学習の時間」等の中で、担任との1対1、あるいは小集団による読み聞かせや読書活動を実施しています。
- 体験学習として公立図書館へ出かけ、図書館の利用の仕方を学んだり、調べ学習や読書活動を行っている学校もあります。また、児童生徒の実態によって、公立図書館を利用することで、自己の人生を豊かにする活動の一つとして、将来にわたって読書を楽しむことができるよう指導を行っています。
- 児童生徒の実態に合わせて、点字本や大型絵本、布の絵本、紙芝居、パネルシアター(*10)等を活用する等の創意工夫が一層求められます。
- 一人ひとりの豊かな読書活動の推進のためには、実態把握を十分に行い、家庭や関係施設と連携を図りながら進める必要があります。

【施策の方向】

- 読書の楽しさと出会い、読書習慣を育てていくために、教育活動の中で一人ひとりに合わせた豊かな読書活動が体験できるように働きかけていきます。
- 読書が自己の人生を豊かにする活動となるよう、学校、家庭、関係機関の連携を目指します。

*9 学校図書館の状況調査

文部科学省が、読書活動の状況、学校図書館の図書等の整備状況、予算措置の状況を把握するため実施する調査。

*10 パネルシアター

歌やお話を楽しむ、貼り絵のお芝居のようなもの。布を巻いた板（パネルボードに専用の紙（不織布）で作った人形や絵を貼り、お話を進めていく。

⑤ 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

【現状及び課題】

- 幼児期に、絵本や物語に接する機会を習慣づけ、読書の楽しさと出会えるよう、幼稚園や保育所において、絵本の読み聞かせや貸出しが行われています。
- 生涯を通じた読書習慣を身に付けるためには、特に幼児期における読書習慣が重要であることから、家庭において絵本や物語に親しむための工夫が必要です。

【施策の方向】

- 幼児期において、絵本や物語を読み聞かせし、様々な世界を想像することに出会う楽しさを味わわせるため、教職員・保育士による読み聞かせを促進します。
- 幼児が絵本や物語などにふれる機会の多様化を図るため、社会人や学生ボランティアによる読み聞かせなどの活動を促進します。
- 親子読書を推進していくため、保護者や在宅の子育て家庭に対し、絵本の読み聞かせ・育児講座など様々な機会を通じ、読み聞かせ等の大切さについて啓発に努めます。特に、親子のスキンシップによる絵本の読み聞かせを習慣化することの重要性について啓発に努めます。

【参考指標】（再掲）

県立図書館では、読書ボランティア研修会を行い、平成15年度には、年間150人程度の参加者がいますが、平成20年度までには年間200人程度に増やし、読書ボランティアを積極的に支援します。

⑥ 学校関係者の意識高揚

【現状及び課題】

- 子どもたちの主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実するために、学校図書館の活用や読書活動に対する教職員個々の意識を高めることが必要です。
- 子どもの発達段階に応じた読書活動を行うために、校内の協力体制を円滑にし、計画的な図書館運営を進めることが必要です。

【施策の方向】

- 教職員の意識を高め、校内の協力体制の充実を促します。
 - ・ 司書教諭研修講座等、教職員研修の充実
 - ・ 司書教諭(*11)や学校図書館担当を中心とした、校内での協力体制の見直しと改善
 - ・ 先進校の実践事例等、学校相互の情報交換の推進

<関連事業>

- ・ 司書教諭対象の研修講座の実施
- ・ 先進校の実践事例の紹介

【参考指標】

学校図書館司書教諭を対象とした研修講座の受講率は、平成15年度には33%ですが、平成20年度までには100%を目指し、学校図書館に対する教職員の意識を高め、校内の協力体制を一層密にします。

*11 司書教諭

学校図書館法第5条の規程に基づく学校図書館の専門的職務に当たる職員で、教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により、平成15年度より12学級以上の学校には、司書教諭を置くことになった。

2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備、充実

(1) 公立図書館の整備・充実

① 県内公立図書館の現状と未設置町村への設置促進

【現状及び課題】

- 本県における公立図書館の設置状況は、市部では8市（100%）、郡部では51町村中19町（37%）であり（平成15年10月現在）、未設置の32町村においては公民館や児童館の図書室が地域の中心的な読書施設となっています。
- 子どもの読書活動を促すためには、児童サービスを担当する司書職員(*12)の配置が不可欠です。県内公立図書館において児童サービス担当職員を配置しているのは県立図書館1館であるため、市町立図書館においても担当職員の配置が求められています。
- 施設規模、専任職員数、資料費、児童サービス面において各図書館の格差が生じていますが、県内市町立図書館における年間の個人貸出総冊数のうち39%は児童書であり、子どもへのサービスに対する要求は年々拡大する傾向にあります。

【施策の方向】

- 県立図書館は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示132号）(*13)に基づき、県内公立図書館に対して児童サービスに関する知識と技術を有する担当司書職員の配置を促します。
- 市町村合併後は、新市町全域における子どもの読書環境の整備充実を働きかけます。
- 図書館振興シンポジウムの開催等により、未設置町村に対して図書館設置・振興の気運を醸成し、子どもの読書環境の整備を促します。
- 利便性の向上を図るため、各図書館の蔵書情報のデータベース化とホームページでの公開及びネットワーク化の促進を助言していきます。

〈関連事業〉

- ・ 公共図書館初任者研修会の開催
- ・ 公共図書館職員研修会の開催
- ・ 図書館振興シンポジウムの開催
- ・ 島根県公共図書館協議会(*14)の開催
- ・ 資料の特別貸出(*15)事業（大量一括貸出）の実施

【参考指標】

県立図書館では、公共図書館職員を対象に初任者研修会、職員研修会を開催し、平成15年度には年間50人程度の職員が参加していますが、平成20年度までには、その参加者数を70人程度に増やし、公共図書館の職員研修の充実に努めます。

*12 司書職員

図書館法第4条の規程に基づいて図書館に設置される専門職員。図書館職員のうち、図書館の管理運営、資料の収集・整理・保存・閲覧・貸出、レファレンス・サービス等固有の専門的業務について豊富な知識、技能を有する職員。（資格職）

*13 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

「図書館法」第18条に基づき、平成13年7月に文部科学省が告示した公立図書館の運営等に関する基準。都道府県立図書館の運営の基本として、①市町村立図書館への援助、県内図書館間の連絡調整。②図書館未設置市町村への援助。③住民の直接利用体制の整備。④社会教育施設・学校等との連携。の4点を掲げている。

*14 島根県公共図書館協議会

島根県内の公共図書館、公民館図書室等をもって組織される協議会。図書館の普及発展と相互の連絡協調、講演会、講習会、研究会、展覧会、その他の文化事業、図書館職員と読書指導者の研修等など図書館事業の振興とこれに附帯する文化の向上発展をはかることを目的としている。

*15 特別貸出

島根県立図書館が行っている市町村支援の一つで、図書不足している市町村（図書館の有無を問わない）に対し、図書を一定量一括して（最大3,000冊まで、期間1年）貸出し、当該地域の読書施設で図書館サービスを行ってもらう。

② 県立図書館における子ども読書推進センター機能の充実

【現状及び課題】

- 県立図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な資料の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができるように「こども室」を設け、担当司書職員を配置し直接サービスを実施しています。
- レファレンスサービス(*16)や各種行事等の経験を生かして、保護者や保育士・教員等からの子どもの読書に関する相談や市町立図書館等からの相談要請に適切な助言・支援を行っています。
- 県立図書館の資料の購入受入冊数のうち、児童用資料は全体の約4割を占めています(平成14年度)。

【施策の方向】

- 県立図書館は読書活動と資料に関する専門機関として、児童資料の収集・整理・保存・提供といった子ども読書センター機能の充実に努めます。
- 県立図書館は、県内の公立図書館が子どもの読書環境を整える際のモデル館となるよう、直接サービスの充実・強化を図り、「親子で絵本を読む会」「お話会」「子どもお楽しみ会」等定期的な行事の開催に努めます。
- 島根の児童文学コーナーの充実や、郷土資料のデジタル化とインターネット公開(*17)など、島根らしさを踏まえた資料整備を進めます。
- 学校における「総合的な学習の時間」への支援として、学校図書館や学校との中継を担う県内公立図書館に対して調べ学習に利用できる資料の提供や、職場体験の機会を提供します。
- 中高生を対象としたジュニアコーナーを、「こども室」に隣接し、資料の充実及びサービスの強化を図ります。
- 障害のある子どもに対して、録音資料、大型絵本、点字絵本、布の絵本等の資料の貸出しを行います。
- 地域に在留する外国人の子ども等に対して、外国語資料等の貸出しを行います。
- 市町村が実施するブックスタート(*18)に関して図書選択や情報提供等の支援に努めます。

【参考指標】

県立図書館における幼児・児童図書購入受入冊数は、平成15年度には年間5,040冊であり、平成20年度までには、年間7,800冊の購入受入を図り、子ども読書の普及及び強化を図ります。

*16 レファレンス・サービス

参考業務ともいう。利用者の求めに応じて図書館職員が資料の検索・調査や提供などのサービスを行うこと。

*17 郷土資料のデジタル化とインターネット公開

島根県立図書館で所蔵している江戸時代の古絵図・屋敷図、社寺図、明治時代以降の古絵図等の資料をデジタル化し、インターネット上で一般公開している。公開資料数、閲覧性の良さは全国有数といえる。

*18 ブックスタート

乳幼児検診に参加したすべての赤ちゃんと保護者に、赤ちゃん向け絵本の入ったブックスタート・パックを説明の言葉とともに手渡し、赤ちゃんとの時間の楽しさを分かち合うことを応援する運動。

③ 県立図書館による市町村立図書館等への資料、整備等への支援

【現状及び課題】

- 昭和54年から、子どもの健やかな心の成長と育成に資するため親子読書普及活動(*19)の推進を図っています。本事業は年次毎に市町村をモデル指定し、重点的に読書普及指導員(*20)の派遣、資料提供等の支援を行うものであり、6市44町村において取組が推進されていますが、全県内において一層の定着化が望まれます。
- 協力巡回配本(*21)事業により市町立図書館を定期的に巡回し、児童サービスに関する相談や資料の貸出し等に対して協力・連携を図っていきます。

【施策の方向】

- 親子読書活動、子ども読書活動の普及に関して長期的に取り組み、普及の拡大及び強化を図ります。
- モデル市町村以外の市町村に対して、要請に応じた読書普及員の派遣を行い、親子読書への取組を支援します。
- 協力巡回時に選書、目録作成、子どもの読書活動の方策等、その図書館に適した助言・情報交換等を行い、県内公立図書館等の児童サービスが充実するよう支援に努めます。
- 県内公立図書館及び未設置町村に対して、インターネット検索システムによる資料の貸出しを推進します。また、未設置町村には一定量の図書を貸出しする資料支援を促進します。

〈関連事業〉

- ・ 幼児児童読書普及活動事業の実施（再掲）
- ・ 協力巡回配本事業の実施
- ・ 図書館情報インターネット検索システムの実施
- ・ 資料の特別貸出事業（大量一括貸出）の実施（再掲）

【参考指標】

県立図書館における幼児・児童図書貸出冊数は、平成15年度には年間66,489冊であり、平成20年度までには年間80,000冊の貸出しを目指し、子ども読書の普及及び強化を図ります。

④ ボランティア活動への支援

【現状及び課題】

- 子どもの読書活動は図書館員、ボランティア、教職員等の支援のもとに推進されていますが、現在、読み聞かせや子ども読書会等に携わるボランティアの受入れを実施している図書館は28館、公民館等の読書施設は22館あり、県内で約2,300人（平成12年調査）のボランティアが子どもの読書活動の推進に関わっています。

*19 親子読書普及活動

島根県読書普及振興計画により昭和54年より始まった島根県独自事業。4市町村を指定し、2年間連続で重点的に、域内の親子読書（家庭での読み聞かせ）の普及を図る事業で、現在も指定市町村を変えながら継続して実施している。

*20 読書普及指導員

島根県読書普及振興計画を策定した昭和54年より県立図書館に配置。市町村等の求めに応じて、親子読書等、読書普及のすすめ方について、指導及び助言を行う専任職員。

*21 配本

島根県立図書館が行っている市町村支援の一つで、図書館のない町村に対し、図書を一定量一括して（最大500冊まで、期間4ヶ月）貸出し、当該地域の読書施設（公民館等）で図書館サービスを行ってもらい、年に3回巡回して、図書の入れ替えを行う。

- 子どもの読書活動支援に対する関心が年々高まる中で、ボランティアに対して子どもと本を結ぶための情報や学習機会の提供が必要です。

【施策の方向】

- 子どもの読書活動を推進するボランティアに対して、ストーリーテリング(*22)、ブックトーク、読み聞かせ等の理論と手法を習得する講座や児童図書に関する知識を深めるための講座を開催し、必要な知識・技術を学ぶための学習機会の提供を行います。
- ボランティアの資質向上を図るため、県全域のボランティアを対象にして全体交流研修会・情報交換会を開催します。

〈関連事業〉

- ・ 子ども読書活動推進事業の実施（再掲）

【参考指標】

県内で活動する読書ボランティアの人数は、平成15年度では約2,300人ですが、平成20年度までには、約2,800人に増加するよう、ボランティア活動の一層の支援を図ります。

⑤ 司書の研修等の充実

【現状及び課題】

- 図書館の運営、サービスの質の向上等、司書職員の果たす役割は極めて大きいため、図書館職員は十分な経験と研修を積み重ねることが求められています。
- 多様化・高度化する子どもの読書相談に対応するためには、児童サービスに関する専門的な知識や技術が必要です。

【施策の方向】

- 体系的な研修体制を構築し、初任者研修・専門研修の開催等、図書館の専門的サービスを支える司書職員の資質の向上を促進します。
- 県立図書館は、子どもの読書活動を推進する観点から、子どもの本に関する相談等に対応できるよう司書職員の研修に努めます。
- 研修への参加が困難な市町立図書館職員に対しては、協力巡回時における助言等により研修不足を補うよう努めます。

〈関連事業〉

- ・ 公共図書館職員研修会及び専門研修会の実施
- ・ 市町村読書普及研修会の実施
- ・ 協力巡回配本事業の実施（再掲）

【参考指標】（再掲）

県立図書館では、公共図書館職員を対象に初任者研修会、職員研修会を開催し、平成15年度には年間50人程度の職員が参加していますが、平成20年度までには、その参加者数を70人程度に増やし、公共図書館の職員研修の充実に努めます。

*22 ストーリーテリング

図書館、学校、公民館等で、本などを用いず、実施者が口頭で覚えている「お話」を語る児童サービス。

(2) 学校図書館等の整備・充実

① 学校図書館の役割

【現状及び課題】

- 学校図書館は学校における「読書センター」(*23)として、子どもの興味・関心に応じた読書指導や、全校一斉の読書活動推進の中心的役割を担っています。積極的な読書指導を推進している学校がある反面で、意欲的な取組が望まれる学校もあります。
- 今後の学校図書館は学校における「学習情報センター」(*24)として、「総合的な学習の時間」や各教科・科目の学習活動等を支援する機能をあわせ持つ必要があります。

【施策の方向】

- 講習や研修等の場を利用して、引き続き学校図書館の役割や機能の周知に努めます。
- 子どもが読書に親しんでいくようにするために、「読書センター」としての機能の充実を促していきます。
- 子どもの主体的な学習活動を支援するために、「学習情報センター」としての機能の向上を促していきます。

<関連事業>

- ・ 読書活動の活性化につながる図書の学級貸出や余裕教室・多目的ホール等の整備・活用事例等の紹介

② 図書資料・設備等の整備・充実

【現状及び課題】

- 子どもの豊かな読書活動や主体的な学習活動を支援する、魅力ある図書資料の充実が必要です。
 - ・ 学校図書館図書標準(*25)達成校 小学校66校、中学校24校
(学校数は、平成15年度「学校図書館の状況調査」による。)

【施策の方向】

- 学校図書館図書整備五カ年計画(平成14年から18年)(*26)に基づき、蔵書の整備・充実が図られるよう市町村へ働きかけます。
- 学校における、「読書センター」及び「学習情報センター」としての機能を果たすために、蔵書の充実を促進します。
- 「学習情報センター」としての機能を果たすための資料収集を進め、必要な支援に努めます。

*23 読書センター

学校図書館が、日々の生活の中で児童生徒が読書を楽しむ場であり、また豊かな感性や情操を育む読書指導の場としての機能を果たすこと。

*24 学習情報センター

学校図書館が、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する場であり、また必要な情報を収集・選択・活用できる場としての機能を果たすこと。

*25 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの。(平成5. 3. 29文初小第209号 各都道府県教育委員会教育長あて 文部省初等中等教育局長通知)

*26 学校図書館図書整備五カ年計画

義務教育諸学校の学校図書館における図書資料整備のための経費については、地方交付税措置が講じられている。平成14年度からの5年間で学校図書館図書資料の計画的な整備を図るため、総額650億円(毎年130億円)が措置される。

【参考指標】

学校図書館図書標準達成学校数の割合は、平成15年度では小学校、中学校ともに24%程度ですが、平成20年度までにはすべての小学校、中学校ともに50%以上を目指し、学校図書館の図書資料の整備充実を図ります。

③ 学校図書館の情報化

【現状及び課題】

- コンピュータやマルチメディア機器の導入が進められていますが、それを有効に活用していく必要があります。
- 他校の学校図書館等とのネットワーク化についての検討が必要です。

【施策の方向】

- 司書教諭講習や、司書教諭・図書館担当教員研修において、先進校事例の情報提供に努めます。
- 学校と公立図書館や学校相互間での、各種図書資料や情報等の共同利用について検討します。

<関連事業>

- ・ 「島根県教育用ポータルサイト」の積極的な活用
- ・ モデル校等の事例紹介

④ 学校図書館への人的配置の推進

【現状及び課題】

- 平成15年度より12学級以上の学校に司書教諭が発令され、学校図書館活動の中心的役割を果たしています。
- 学校司書等学校図書館担当職員の配置について、検討していく必要があります。
- ボランティア等の活用が図られています。
 - ・ 外部人材等の協力を得ている学校 小学校189校 中学校15校 高校 1校
(学校数は、平成15年度「学校図書館の状況調査」による。)

【施策の方向】

- 司書教諭等を中心とした校内体制の整備が進むよう働きかけます。
 - ・ 司書教諭を中心に、教職員間の連携が促進されるよう働きかけます。
 - ・ 県立高校においては、司書教諭と学校図書館担当職員の連携・協力が進むよう働きかけます。
 - ・ 小・中学校への司書等専任職員配置について、市町村へ働きかけを行います。
- ボランティア等の外部人材を生かした体制づくりを働きかけます。

<関連事業>

- ・ 「学校図書館司書教諭講習」の実施

【参考指標】(再掲)

学校図書館司書教諭を対象とした研修講座の受講率は、平成15年度には33%ですが、平成20年度までには100%を目指し、学校図書館に対する教職員の意識を高め、校内の協力体制を一層密にします。

⑤ 幼稚園・保育所における読書環境の整備・充実

【現状及び課題】

- 幼児期に読書の楽しさと出会う機会を提供するため、絵本コーナーの設置など読書環境の整備が図られています。
- 幼児が、絵本や物語を身近なものと感じられるような、親しみやすい雰囲気のある絵本コーナーの設置・充実が大切です。

【施策の方向】

- 本に対する幼児の興味や関心を育てる配慮がなされるよう促します。
 - ・ 絵本コーナーのスペースを確保するとともに、各発達段階に応じた図書の選定について配慮がなされるよう促します。
 - ・ 幼児が、絵本や物語を身近なものと感じられるような、親しみやすい雰囲気のある絵本コーナーの設置・充実を促します。

⑥ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

【現状及び課題】

- 児童生徒の実態に合わせて、学校図書館や教室等を中心として、読書活動が進められています。
- 学校においては読書コーナーや読書スペースの工夫を行っていますが、児童生徒の豊かな読書活動を拡大していくためには、図書や資料の整備等を含めて、読書活動を支える環境整備がより一層必要です。

【施策の方向】

- 障害のある児童生徒が、主体的に読書活動が行えるよう、環境整備や一人ひとりのニーズに応じた図書の充実に努めます。
- 校内における情報センターとしての機能が果たせるよう、資料の整理や公立図書館等との連携に努めます。

(3) 図書館間協力等の推進

① 公立図書館と学校図書館との連携

【現状及び課題】

- 県内には公共図書館のほか大学図書館、学校図書館等の各種図書館が存在し、館種に応じて個別に協議会(*27)を設置していますが、協議会間の相互の連携が弱く、各図書館の協力体制が不十分です。
- 学校図書館資源共有型モデル地域事業（仁多町、斐川町が実施）などにより公立図書館と学校図書館間において資料の検索、貸借等を行っています。

*27 協議会

県内の図書館関係の協議会には、①公共図書館協議会（構成団体：県立図書館、市町村立図書館、安来 JC 児童図書館）、②学校図書館協議会（構成団体：小中学校の図書館）、高校図書館研究会（構成団体：高等学校の図書館）、地域図書館連絡協議会（構成団体：大学、短大、高専の附属図書館）等がある。

【施策の方向】

- 県立図書館は、各協議会及び全図書館の連携、協力を促進する「島根県図書館協会（仮称）」の設立を推進します。
- 県立図書館は、学校図書館に対して資料の大量一括貸出等により読書活動の支援に努めます。
- 県立図書館は、市町立図書館における学校への移動図書館巡回や読み聞かせ、ブックトーク等が活発に行われるよう促します。

〈関連事業〉

- ・ 島根県図書館協会設立事業の実施

【参考指標】

県立図書館の学校図書館等への年間団体貸出冊数は、平成15年度では48,268冊ですが、平成20年度までには、58,000冊に増やし、学校図書館等との一層の連携を図ります。

② 図書館等の連携・協力

【現状及び課題】

- 県立図書館は、県内公立図書館に対して、相互貸借や配本等の連携体制を整備し、定期的に巡回を行っています。
- 各図書館ともに資料購入費が十分でない現状の中で、限られた資料を県全体で有効に活用する必要があります。
- 現在、県内公立図書館で電算化を行っているのは18館ですが、インターネットを利用して自館の蔵書データベースを公開している図書館は5館であり、図書館への情報化の促進が求められます。

【施策の方向】

- 県立図書館は、充実した連携・協力体制を強化するために、巡回時に相互貸借や児童サービスに関する読書相談に応じる等、図書館間の相互理解を深めるようより一層努めます。
- 県立図書館は、資料の検索性の向上と有効活用を図るため、県内図書館の蔵書情報を一括して検索することのできる情報ネットワークシステムの構築を目指して研究に努めます。
- 県立図書館は、資料の相互貸借を促進し、県内全域における資料入手性の向上を図るため、最も効率的に資料を流通させる物流ネットワークの構築を目指して研究に努めます。

〈関連事業〉

- ・ 協力巡回配本事業の実施（再掲）

3 啓発・広報

(1) 読書啓発広報の推進

① 「子ども読書の日」を中心とした啓発広報の推進

【現状及び課題】

- 「子ども読書の日」(4月23日)(*28)の趣旨に基づき、県立図書館と27市町村で子ども読書会、絵本を楽しむ会、親子読書のつどいといった活動が行われています。
- 「子ども読書の日」の、県民への普及に努め、市町村、学校、図書館、民間団体、ボランティア団体等との連携を図り、子どもの読書活動の推進に向けた気運を高め、広く浸透を図る必要があります。

【施策の方向】

- 「子ども読書の日」を県民へ普及します。
 - ・ 国の広報事業と連携して、「子ども読書の日」の県民への普及に努めます。
 - ・ 「国際子どもの本の日」(4月2日)(*29)、「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)(*30)、「学校図書館の日」(6月11日)(*31)、「読書週間」(10月27日～11月9日)(*32)、「しまね教育の日」(11月1日)、「しまね教育ウィーク」(11月1日～11月7日)において、子どもの読書活動への関心を高める取組として親子読み聞かせイベント等の事業を展開します。

(関連事業)

- ・ 島根県立図書館による子ども読書活動事業の実施
- ・ 子ども読書活動推進事業の実施(再掲)

【参考指標】

子ども読書週間には、平成15年度、県内で50の事業が行われていますが、平成20年度までには、75程度の事業の開催を目指し、子ども読書活動の趣旨が広く県民に普及啓発されるよう努めます。

*28 子ども読書の日

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

*29 国際子どもの本の日

1966年、イエラ・レップマンが、世界各国で、子どもの本を通じての国際理解を深めるために、毎年、ハンク・クリスチャン・アンデルセンの誕生日である4月2日を「国際子どもの本の日」とし、この日には、各国でお祝いをしたり、特別の催しを行って、子どもの本に対する一般の関心と呼び起こすことを提案した。IBBY(国際児童評議会)は、この提案を受けて1967年よりこの日を正式に祝うこととした。

*30 こどもの読書週間

4月23日から5月12日、子どもの日を中心とした3週間。昭和34年から、子どもの読書を進める目的で社団法人読書推進運動協議会(構成団体:日本書籍出版協会、日本雑誌協会、教科書協会、日本出版取次協会、日本書店商業組合連合会、日本図書館協会、学校図書館協議会)が、子どもたちに、よい本やよい雑誌に親しむことをすすめて、読書の楽しみや喜びを知らせ、正しい読書の習慣を身に付けさせることをねらいとして定めた。

*31 学校図書館の日

6月11日。平成7年に「学校図書館法改正案」が施行されて、12学級以上の小中学校に司書教諭を配置することが義務づけられたことを記念して定められたもの。

*32 読書週間

昭和22年、まだ戦火の傷痕がいたるところに残っているとき、「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という決意をひとつに、出版社、取次会社、書店と公共図書館が力を合わせ、新聞・放送のマスコミ機関も加わって11月17日から開催された。翌年の第2回からは、文化の日を中心とした2週間と定められ、今日に至る。

② 各種情報の収集と提供

【現状及び課題】

- 県立図書館「図書館だより」、島根県読書推進運動協議会(*33)広報紙等を通じて子ども読書活動に関する各種情報が提供されています。
- 子ども読書活動に関する情報を多くの県民が容易に得、活用することができるよう、各種情報の収集、提供機能の充実が求められます。

【施策の方向】

- 子どもの読書にかかわる様々な情報を収集し、県教育委員会、県立図書館のホームページ等を通じて発信するよう努めます。

③ 優れた取組の奨励

【現状及び課題】

- 国において、「子どもの読書活動優秀実践校、図書館・団体（者）」の文部科学大臣表彰制度があります。県はその推薦をしています。
- 子どもの読書活動について、特色ある優れた実践を広く県民に紹介していく必要があります。

【施策の方向】

- 優秀図書館・団体（者）を表彰します。
 - ・ 国、県、民間団体の既存の表彰制度により、その特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体、ボランティア団体及び個人を表彰し、その取組の奨励を図り、広く県民に子どもの読書活動についての関心と理解を一層深めるよう努めます。

〈関連事業〉

- ・ 子どもの読書活動優秀実践校、図書館・団体（者）の文部科学大臣表彰の推薦
- ・ 子ども読書活動推進事業の実施（再掲）

【参考指標】

平成15年度には、年間2団体の子ども読書優秀図書館・団体（者）の表彰を行っていますが、平成20年度までには、年間5団体（者）に増やし、優れた取組を積極的に奨励します。

④ 優良図書 の普及

【現状及び課題】

- 県立図書館では推薦図書リスト「おすすめしたい子どもの本」「読書会用目録」「児童図書目録・年版」等を作成し、公立図書館、学校等へ配布していますが、これらのより効果的な活用方法が求められています。

*33 島根県読書推進運動協議会

昭和22年から、「読書週間」を実施してきた「読書週間実行委員会」を母体に、昭和34年、出版界と図書館界が一致協力して結成した（社）読書推進運動協議会の島根県版の組織。読書推進の国民運動をねばり強く進めている。

【施策の方向】

- 「おすすめしたい子どもの本」「読書会用目録」「児童図書目録・年版」のほか、各種テーマ別図書リストを作成・配布する等、選定した図書情報を広く県民に周知し、優良図書の普及を図ります。
- 「おすすめしたい子どもの本」のリストを、ホームページを活用して広く提供していきます。
- 子どもの読書に関する各種資料展示を行い情報提供に努めます。

〈関連事業〉

- ・ 推薦図書目録の作成（「おすすめしたい子どもの本」「読書会用目録」等）

（２） 地域に関わる読書啓発広報の推進

【現状及び課題】

- 島根県立図書館の「こども室」内に「島根県の本」コーナーを設置し、郷土に関する調べ学習等の支援に努めています。
- ふるさと島根を愛する心を育てるために、地域の人材・文学を積極的に紹介していく必要があります。

【施策の方向】

- 島根県に縁のある作家の著作リストを作成し、島根県立図書館のホームページで掲載する等、島根に関する文学作品や郷土出身作家の紹介を行います。
- 島根県立図書館において、島根の文学に関する子ども講座を開設したり、島根の文学を紹介する冊子を作成したりして、県内各地域でそれぞれ特色ある子ども読書活動が行われるように努めます。

Ⅲ 計画の推進

1 読書活動推進体制の整備

（１） 推進体制の整備

① 県における推進体制の整備

【現状及び課題】

- 県教育委員会を中心に各関係部局、学校、市町村図書館、PTA等からなる「島根県子ども読書活動推進会議」を設置し、「島根県子ども読書活動推進計画」の策定と県内における子ども読書活動推進のための具体的な取組を協議しています。

【施策の方向】

- 県、市町村、学校、図書館、ボランティア団体等が積極的に情報交換を行い、総合的な推進体制を確立し、互いに連携・協力して子どもの読書活動の推進を一層進めていきます。

〈関連事業〉

- ・ 島根県子ども読書活動推進会議(*34)の設置
- ・ 島根県子ども読書活動推進計画の実施

*34 島根県子ども読書活動推進会議

県内での総合的な読書活動の推進の体制整備を図るため、関係者で構成する推進会議。関係機関、関係団体の情報交換、具体的な連携・協力方策について協議等を行う。学識経験者、学校教育関係者、図書館関係者、ボランティア関係者等の11人で構成。

② 市町村との連携の強化

【現状及び課題】

- 島根県公共図書館協議会により、図書館設置市町と未設置町村との連携を図りながら子ども読書活動の推進を図っています。

【施策の方向性】

- 市町村との連携を図り、その支援に努めます。
 - ・ 島根県子ども読書活動推進計画を市町村へ説明し、各市町村独自の子ども読書活動を推進する計画づくりを促します。

〈関連事業〉

- ・ 島根県公共図書館協議会の実施

③ 民間団体との連携・協力

【現状及び課題】

- 県内では約214の読書ボランティアグループ（個人）、約2,300人が活動しています（平成12年調査）。
- 県は島根県読書運動推進協議会と連携を図りながら、子ども読書活動の推進に向けて取り組んでいます。
- 民間団体、ボランティア団体のネットワーク構築に対して支援する必要があります。

【施策の方向】

- 民間団体と連携・協力し、その支援に努めます。
 - ・ 子どもの読書活動の活性化を図るため、島根県子ども読書活動推進会議において、子どもの読書活動や子どもの読書にかかわる民間団体、ボランティアグループ主体のネットワーク組織の在り方や運営方法について検討します。

〈関連事業〉

- ・ 島根県読書推進運動協議会と連携した事業の実施

【参考指標】（再掲）

県内で活動する読書ボランティアの人数は、平成15年度では約2,300人ですが、平成20年度までには、約2,800人に増加するよう、ボランティア活動の一層の支援を図ります。

（2） 計画の推進体制

子どもの自主的な読書を推進するために、子どもの読書環境の整備・充実が求められています。本計画の推進に当たっては、教育委員会と知事部局での連携を図ることはもとより、市町村や民間団体等との連携を深め、施策の効果的な推進を図ることが重要です。

そこで、計画の達成に向けて、県、市町村、学校、図書館、民間団体等からなる「島根県子ども読書活動推進会議」において、関連施策や活動状況等の協議や情報交換など、成果の検討と評価を行い諸施策の推進に努めます。

【参考指標】

平成15年度には、市町村子ども読書活動推進計画を策定中の市町村はありませんが、平成20年度までには、70%の策定率をめざし、市町村へ積極的に働きかけます。

参考資料

1 学校図書館の現状に関する調査結果

全校一斉の読書活動の実施状況

		全校一斉の読書活動を実施している学校数	割合
小学校		259	94%
中学校		94	87%
高等学校		19	53%
盲学校	小学部	0	0%
	中学部	0	0%
	高等部	0	0%
聾学校	小学部	2	100%
	中学部	1	50%
	高等部	1	50%
養護学校	小学部	1	11%
	中学部	1	11%
	高等部	1	11%

必読書・推奨図書等の設定状況

		必読書・推奨図書等を定めている学校数	割合
小学校		66	24%
中学校		16	15%
高等学校		7	19%
盲学校	小学部	0	0%
	中学部	0	0%
	高等部	0	0%
聾学校	小学部	0	0%
	中学部	0	0%
	高等部	0	0%
養護学校	小学部	0	0%
	中学部	0	0%
	高等部	0	0%

公共図書館等との連携状況

【ボランティア等との連携】

		公共図書館等との連携を実施している学校数	割合	ボランティア等の協力を得ている学校数	割合
小学校		162	59%	189	68%
中学校		39	36%	15	14%
高等学校		21	58%	1	3%
盲学校	小学部	0	0%	0	0%
	中学部	0	0%	0	0%
	高等部	0	0%	0	0%
聾学校	小学部	1	50%	0	0%
	中学部	1	50%	0	0%
	高等部	1	50%	0	0%
養護学校	小学部	2	22%	1	11%
	中学部	2	22%	1	11%
	高等部	2	22%	1	11%

2 公立学校図書館の蔵書の整備状況

	学校数合計	14年度末蔵書冊数	13年度末蔵書冊数	増加冊数	14年度間購入冊数	14年度間寄贈冊数	14年度間廃棄冊数	図書標準達成学校数
小学校	279	1,398,810	1,371,492	-3,786	45,236	11,149	59,154	68
中学校	108	717,884	703,664	11,297	26,123	2,115	17,788	26
高等学校	36	940,703	930,729	10,069	20,259	4,212	14,402	-
盲学校	1	5,844	5,902	-58	98	176	332	-
聾学校	2	14,689	14,562	180	58	159	37	-
養護学校	9	19,630	19,200	-218	104	358	680	-

学校図書館の現状に関する調査(文部科学省 島根県)より
平成15年8月(平成14年度間)

3. 公共図書館の現状に関する調査結果(平成14年度)

図書館名	職員数			平成14年度決算				蔵書冊数			受入冊数			購入種数		市町村名	
	人口	正規職員		独立併設館	延床面積	資料購入費	うち図書費	人口当	総数	うち児童書	人口当	総数	うち児童書	雑誌	新聞		
		専任	兼任														その他職員
島根県立	752,826	18	12	5,691	61	46,003	40,926	0.79	591,905	102,898	0.79	25,947	16,915	5,090	247	19	立
安来市立	30,258	1	5	339	104	3,150	3,000	1.44	43,686	12,218	1.44	1,648	1,490	543	3	4	来
松江市立	151,827	6	9	2,070	191	29,118	26,419	1.67	254,804	49,618	1.67	12,854	11,476	2,587	169	17	松
平田市立	28,542	2	4	2,123	537	15,353	6,047	3.64	104,032	32,482	3.64	5,904	4,929	1,192	69	9	平
西郷市立図書館	87,778	5	4	2,629	193	17,000	13,794	2.47	217,303	51,039	2.47	10,708	9,584	2,388	168	20	出
大田市立	33,143	2	5	2,581	313	10,400	8,300	3.42	113,659	30,268	3.42	8,499	6,324	2,186	96	8	大
江津市立	25,054	1	3	350	165	4,150	4,010	2.31	58,006	17,765	2.31	2,495	1,926	831	25	6	江
浜田市立	46,449	3	7	686	117	5,460	4,500	2.68	124,532	33,784	2.68	5,261	3,640	1,207	23	8	浜
益田市立	49,371	3	12	2,674	173	8,545	7,943	2.83	139,897	40,393	2.83	6,737	5,590	2,673	92	7	益
市立平均				1,681	224	11,647	9,251	2.55	131,989	33,445	2.55	6,763	5,619	1,700	80	9	市平均
東出雲町立	13,559	1	3	160	73	999	893	1.59	21,615	9,945	1.59	1,245	716	445	14	0	東出雲
大東町立	14,300	1	1	383	75	1,076	1,000	2.57	36,790	16,410	2.57	1,210	901	501	5	1	大東
木次町立	9,957		4	750	379	3,779	3,049	4.90	48,800	16,343	4.90	2,214	2,041	646	50	8	木次
頓原町立	3,014	2	2	160	178	537	440	5.44	16,420	5,621	5.44	366	238	131	8	3	頓原
佐田町立	4,455	1	1	113	246	1,100	1,000	4.21	18,768	8,583	4.21	1,275	585	369	5	2	佐田
大社町立	15,763	1	3	1,300	707	11,155	9,263	5.13	80,952	18,590	5.13	7,528	7,450	1,964	100	11	大社
仁摩町立	4,834	1	2	70	83	404	200	4.44	21,509	7,585	4.44	185	153	86	4	5	仁摩
かわもと	4,534	1	2	459	579	2,626	1,999	8.67	39,323	15,755	8.67	1,368	1,191	541	55	4	川本
瑞穂町立	5,172	1	2	500	580	3,000	2,500	6.03	31,205	11,988	6.03	1,593	1,220	512	31	5	瑞穂
石見町立	6,366	1	3	118	147	942	800	3.87	24,637	11,935	3.87	428	424	222	12	2	石見
桜江町立	3,469	2	1	204	33	117	84	4.81	16,688	6,296	4.81	234	122	51	5	0	桜江
金城町立	5,079	2	1	78	92	468	468	3.57	18,142	8,459	3.57	418	321	244	0	1	金城
旭町立	3,111	1	1	79	480	1,495	1,454	7.62	23,712	9,552	7.62	989	796	453	4	0	旭
美都町立	2,618	1	1	240	1,094	2,866	2,516	8.54	22,365	7,530	8.54	1,358	1,257	480	22	4	美都
津和野町	5,770	1	1	228	212	1,225	1,003	4.47	25,830	8,435	4.47	758	672	264	12	4	津和野
日原町立	4,272	1	1	78	267	1,144	1,073	4.68	20,006	6,821	4.68	799	701	243	10	0	日原
六日市町立	6,144		3	500	492	3,024	2,375	7.47	45,956	16,829	7.47	2,840	1,668	808	56	3	六日市
西郷町立	12,837	1	3	1,466	360	4,623	3,068	4.77	61,327	16,132	4.77	5,044	4,604	645	118	12	西郷
町立平均				382	337	2,254	1,843	5.15	31,891	11,267	5.15	1,658	1,392	478	28	3	町平均
安来JC				135		0	0		10,793	10,793		0	0	0	0	0	安来JC

人口は平成15年4月1日現在(推計)「島根県推計人口統計速報第5号(平成15年4月30日)」島根県政策企画局統計調査課発行より。

※平成15年10月 斐川町立図書館開館

図書館名	開館日	本館における登録者総数			配本活動 (団体貸出を含む)			個人貸出冊数						市町村名
		総数	うち児童	登録初年	配本箇所数	冊数	本館	分館・地区 公民館	自動車巡回	総数	うち児童書	人口 100人当		
													人	
島根県立	280	35,865	-	平成元	435	107,810	212,224			212,224	66,489	28	立	
安来市立	294	5,265	1,460	平成14	24	1,361	12,747			39,246	16,520	129	安来	
松江市立	297	78,365	-	平成10	36	25,796	362,682			362,682	121,587	238	松江	
平田市立	185	21,029	2,032	平成14	1	720	158,155			158,155	60,951	554	平田	
出雲市立	292	32,100	5,501	平成14	67	40,530	405,307	9,240	404	414,951	155,368	472	出雲	
大田市立	269	10,213	1,530	平成10	99	16,001	162,388			162,388	61,992	489	大田	
江津市立	276	1,532	616	毎年	8	1,900	37,076		2,911	39,987	22,505	159	江津	
浜田市立	332	4,295	1,648	毎年	76	2,175	76,008			76,008	31,912	163	浜田	
益田市立	303	1,986	697	平成14	-	-	175,956			175,956	70,454	356	益田	
市立平均	284	8,940	-		-	-	173,789			175,359	66,248	309	市平均	
東出雲町立	305	1,569	560	平成13	3	586	21,284			21,284	13,233	156	東出雲	
大東町立	277	1,369	637	毎年	17	-	16,874			16,874	7,457	118	大東	
木次町立	244	7,643	765	平成5	36	1,480	58,176			58,176	30,320	584	木次	
頓原町立	359	-	-	-	-	-	4,324			4,324	1,415	143	頓原	
佐田町立	359	691	125	平成14	5	2,364	8,663			8,663	6,218	194	佐田	
大社町立	267	8,631	1,570	平成11	222	2,506	139,828			139,828	45,870	887	大社	
仁摩町立	334	2,961	1,352	昭和56	4	827	2,486	4,785		7,271	5,638	150	仁摩	
かわもと	279	3,442	481	平成8	57	6,055	21,815	201		22,016	5,266	485	川本	
瑞穂町立	285	3,064	483	平成4	36	4,872	22,053	2,047		24,100	11,643	465	瑞穂	
石見町立	342	-	-	-	13	2,365	6,533			6,533	4,405	102	石見	
桜江町立	297	1,767	-	昭和62	0	0	1,099			1,099	192	31	桜江	
金城町立	343	-	-	-	5	3,600	8,774	500		9,274	6,827	182	金城	
旭町立	155	-	-	-	11	2,592	3,574	657		4,231	1,882	136	旭	
美都町立	283	1,160	272	平成9	8	3,007	7,308			7,308	3,072	279	美都	
津和野町立	325	852	242	平成14	15	723	16,301			16,301	4,452	282	津和野	
日原町立	359	1,658	-	平成7	3	150	9,547			9,547	4,085	223	日原	
六日市町立	292	2,896	709	平成元	-	-	31,456		12,821	44,277	26,616	720	六日市	
西郷町立	269	5,406	-	平成11	0	0	78,952			78,952	22,811	615	西郷	
町立平均	298	3,079	-		-	-	25,502			26,669	11,189	319	町平均	
安来JC	255	3,488	-	-	10	500	555			555	555		安来JC	

人口は平成15年4月1日現在(推計)「島根県推計人口統計速報第5号(平成15年4月30日)」島根県政策企画局統計調査課発行より。
 ※平成15年10月 斐川町立図書館開館

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(目 的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

※平成13年12月12日公布・施行

	「島根県子ども読書活動推進計画」策定の経緯	
--	------------------------------	--

平成15年

- 6月
 - ・「島根県子ども読書活動推進会議」の設置
 - ・教育委員会 報告（6月20日）
- 7月
 - ・第1回島根県子ども読書活動推進会議（7月15日）
- 9月
 - ・第2回島根県子ども読書活動推進会議（9月9日）
- 11月
 - ・第3回島根県子ども読書活動推進会議（11月12日）
- 12月
 - ・教育委員会 報告（12月25日）

平成16年

- 1月
 - ・パブリック・コメント募集
 - ※ 平成16年1月22日～2月12日
- 2月
 - ・第4回島根県子ども読書活動推進会議（2月5日）
- 3月
 - ・文教厚生委員会 報告（3月10日）
 - ・教育委員会 議決（3月12日）
 - ・第5回島根県子ども読書活動推進会議（3月14日）
 - ・子ども読書活動推進啓発講演（3月14日）
 - ・「島根県子ども読書活動推進計画」の策定